

# 進路だより

## 第9号

### 高等部 卒業時の移行支援会議

高等部では卒業予定生徒が、卒業後に地域で生き生きと豊かな生活を送ることができるよう、学校・行政・福祉関係者・事業者等の関係者が集まり、連携して卒業後の具体的な支援内容を検討する移行支援会議を開催します。

保護者居住地のエリアごとで開催するため、本校だけではなく他の特別支援学校の生徒も参加します。会議では、学校からの「個別の移行支援計画2」や、指定相談支援事業所の「サービス等利用計画（福祉サービスを利用する場合）」をもとにして話し合いが行われます。

#### 移行支援会議

卒業後の支援に関わるメンバーが顔合わせをして支援内容の確認をする

会議の出席者

本人や保護者の希望



本人・保護者

学校(担任・進路担当)、施設担当職員

事業所(人事・総務・管理者等)

福祉事務所(障がい福祉課)

地域活動支援センター I 型

指定相談支援事業所

ハローワーク(公共職業安定所)

倉敷障がい者就業・生活支援センター  
(総社市障がい者千人雇用センター)

その他 関連する支援機関

話し合う内容



各支援機関の持つ、  
それぞれの役割確認

卒業後の生活支援や就  
労継続支援に向けての  
情報共有と支援体制の  
ネットワークづくり

個別の移行支援計画2

サービス等利用計画

#### 平成27年移行支援会議

対象:高等部第3学年

日程:卒業前(2月中旬)

エリア:保護者の居住地  
の福祉事務所の管轄

※本年度本校に関するものだけを掲載

エリア	対象	日にち	会場
玉島	就労・生活系	2/12(金)	玉島はばたき
水島	生活系	2/12(金)	水島はばたき
真備	就労・生活系	2/16(火)	倉敷市真備支所
総社	就労・生活系	2/17(水)	総社市総合福祉センター
倉敷西部	就労系	2/18(木)	倉敷西部地域生活支援センター
倉敷	就労系	2/19(金)	倉敷地域生活支援センター

# 移行支援会議に関わるさまざまな支援機関

※ 個人により、関わる支援機関は、それぞれ異なります。

## 福祉事務所

※18歳までは、保護者の居住地の福祉事務所が福祉サービスの申請窓口となります。

福祉に関する行政窓口の総称で、市町村によって担当する窓口の呼称は変わります(障がい福祉課、福祉課など)。福祉行政に関わる相談業務や、福祉サービス受給者証の発行等を行います。

## 地域活動支援センター I 型

※地域生活支援センター(倉敷市)、基幹相談支援センター(総社市)等

地域における計画相談事業所のとりまとめをしており、地域住民への相談支援を市町村から委託を受けて実施しています。福祉・医療・行政と連携して、理解促進・普及啓発等を実施しています。

## 指定相談支援事業所

※本年度からは計画相談が、福祉サービスを利用する際には必ず必要となりました。

相談支援専門員がその人のニーズにあわせて、福祉サービスをどこでどのように使うかについて、ひとりひとりに応じた「サービス等利用計画」の作成をします。

## ハローワーク

※ハローワーク総社が学校管轄ですが、倉敷市ではわかものハローワークが担当します。

働きたい人の就職窓口で、雇用契約を結ぶ際にハローワークを通じて行うことで、さまざまな支援につながっていきます。関係機関と連携しながら、就労継続や再雇用等の相談にも関わります。

## 障がい者就業・生活支援センター

※総社市では千人雇用センターが、就業・生活支援センターと同じ役割を担っています。

障がい者の身近な地域において、雇用・保健福祉・教育等の関係機関と連携して、働き続けるために必要な就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施します。

## その他 関連する支援機関

※ひとりひとりのニーズによって支援に関わる機関は異なります。

児童相談所、発達障害者支援センター、保健師、医療機関、障害者職業センター、訪問介護事業所など、地域を拠点としながら支援に関わっていく人や関係支援機関の方々。

## 書類

### 個別の移行支援計画2

生徒や保護者の希望をもとに、卒業後に関係支援機関がそれぞれどのような役割を担うのかをまとめた書類。移行支援会議で話し合った内容をまとめ、卒業後は各機関で書類を保管し、お互いに連絡を取り合うために必要なもの。

### サービス等利用計画

具体的な福祉サービスの利用(いつどこでどのような事業所から何のサービスを受けるか)について記載された書類。受給者証の申請にも必要で、指定相談支援事業所で作成してもらう。市町村によってはセルフプランも可能だが、モニタリングも含めると計画相談を入れたほうがよい。